

令和6年11月22日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第178号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する

条例の制定について

建設緑政局

川崎市道路占用料徴収条例の一部改正について

1 川崎市道路占用料徴収条例について

- 道路は一般交通の用に供することを本来の目的としていることから、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、道路法第32条第1項に基づき、道路管理者の許可（道路占用許可）を受ける必要がある。
- 道路管理者は、同法第39条第1項に基づき道路占用料を徴収することができ、本市においては、同項及び川崎市道路占用料徴収条例に基づき道路占用料を徴収することとしている。

2 条例改正の背景及び内容

(1) 条例改正の背景

○国の動向

- 平成28年度の道路法施行令の一部改正（平成29年1月18日公布）により、道路占用料の額を算出する基礎となる面積や長さに係る端数処理方法が精緻化された。

○本市の状況

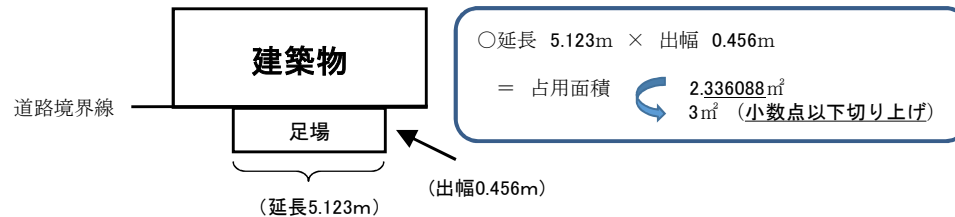
- 占用面積等の端数処理については、老朽化した一般占用管理システムの今年度の再構築の際に、より精緻に算定することが可能となることから、川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正し、道路占用料の額を算出する基礎となる面積等の端数処理の方法を変更する。

(2) 改正内容（端数処理の方法）

現 行

占用面積が1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占用の長さが1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルにそれぞれ切り上げるものとする。

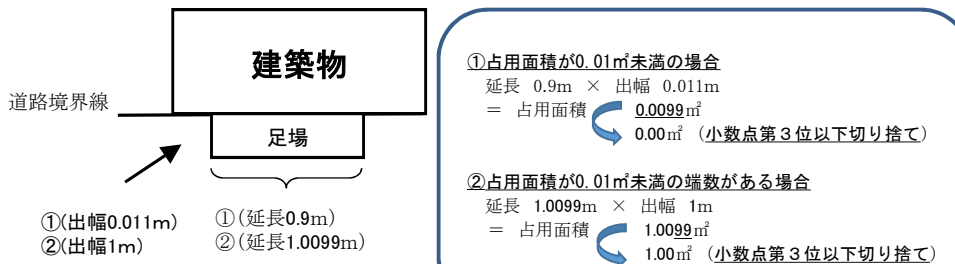
(例) 足場を設置する場合の占用面積について



改正後

①占用面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は②占用面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

(例) 足場を設置する場合の占用面積について



3 影響額（占用者負担軽減額）

約3,750万円（令和5年度の道路占用料の実績をもとに最大となる影響額を推定）

4 他の政令指定都市の状況

○精緻化対応済みの都市（16都市）

- 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

5 新旧対照表

改正案	現 行
(占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2及び3 略 4 占用面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。	(占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2及び3 略 4 占用面積が1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占用の長さが1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルにそれぞれ切り上げるものとする。
5 広告、看板等の面積が占用面積より大なるときは、その面積をもって占用面積とする。 6 第2項から第4項までの規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (占用料の徴収方法) 第3条 市長は、占用を許可したときは、前条の規定による占用料の納入通知書を占用者に交付する。 2～4 略 5 占用料の総額が10円に満たないとき（ <u>零であることを除く。</u> ）は、10円とする。	5 広告、看板等の面積が占用面積より大なるときは、その面積をもって占用面積とする。 6 第2項及び第3項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (占用料の徴収方法) 第3条 市長は、占用を許可したときは、前条の規定による占用料の納入通知書を占用者に交付する。 2～4 略 5 占用料の総額が10円に満たないときは、10円とする。

6 附則

- 施行期日
令和7年4月1日
- 経過措置
この条例の施行の際現に占用の許可を受け、この条例の施行の日前から同日以後引き続き占用をし、かつ、その占用の期間が1月未満である場合における当該許可に係る占用料（1日を単位として定めるものを除く。）の額については、なお従前の例による。